

長岡市障害者自立支援協議会開催要領

(目的)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市が委託した相談支援事業の受託者の運営評価に関する事項
- (2) 相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
- (2) 保健・医療・教育・雇用関係機関担当者
- (3) 障害者及びその家族（障害者団体関係者を含む。）
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

第7条 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。